

2011年2月

平成21年度ジェトロ実施事業に関する意見書（案）

ジェトロ環境社会配慮諮問委員会

ジェトロ環境社会配慮ガイドラインに基づく、ジェトロの環境社会配慮実施に関する意見は以下のとおりである。

I. 貿易投資促進事業

各種事業や温室効果ガス排出削減、グリーン調達などの実施に関しては、概ねジェトロ環境社会配慮ガイドラインに則り遂行していると思われる。今後もCSRの観点から環境に関する規制や不確実性の高い分野に対しての注意喚起など、環境に影響が起きないよう配慮して事業を実施されたい。

II. 案件形成調査事業

1. 全体

(1) 調査の枠組みに関して

案件発掘段階とは言えない調査が一定数みられる。本ガイドラインの前提として、本調査事業の対象は案件発掘段階にあるものと認識しており、F/S段階の事業や円借款要請に近い段階にある事業を本調査事業で支援することは適切ではない。

(2) 調査の内容に関して

調査事業全般に関しては、よく実施されているという意見があったが、下記の指摘もあった。

- 1) ステークホルダーとの協議に関する記述が不十分であり、案件によっては住民について触れられていないものなどが散見される。ステークホルダーに関する情報収集とそれに基づく報告書への記載を図るべきである。
- 2) 問題的状況にある高い環境負荷と劣悪な労働環境を改善しうるが、適切な管理がなければそれ自体環境影響をもたらしうる要素を含んでいる事業があり、そういった事業については適切な検討を要する。
- 3) 調査がPre-F/Sとして実施されるのであれば、技術的な検討や比較、事業コストの大まかな概算と積算内容、財務経済的実行可能性の検討は当然実施されるべきものだが、こうした側面の調査が割愛されている調査もある。
- 4) 一律に環境社会配慮調査を義務付けることなく、プロジェクトの内容に伴い濃淡は当然あるべきものである。

- 5) 不明点については、不明であるということについて明記すべきである。
- 6) 今後実施すべき調査・検討課題を記述すべきである。

2. 社会環境と人権への配慮

住民移転の影響、労働者の生活環境の改善、貧困層・少数民族配慮などに関して、以下の点が指摘された。

- 1) 事業実施サイトがほぼ確定しているもので、住民移転等の大きな影響に関して具体的な記載が必要である。
- 2) 代替案の検討段階で、住民移転の可能性や補償の観点からの適切な検討が必要であると思われる。
- 3) 住民の合意取得の原則に関する相手国の法制度上の実効性や土地収用・住民移転の執行主体について今後の調査で明らかにすべき。また、住民移転の補償費用の算定方法と手続きについて記述することが望ましい。
- 4) 下水道料金の増加を伴う計画があるが、これが貧困層や少数民族に与える影響について考慮する必要がある。

3. 調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲

下記の点で、調査項目、影響の範囲が不足している。

- 1) 生態系の項目が限定的であるため、検討が必要。
- 2) 掘削時、供用時の諸影響や対策検討も含めるべき。
- 3) 同種の事業であれば、実施されるはずの調査が実施されていない。
- 4) 住民の生計への影響が、調査範囲に含まれていない。
- 5) 社会影響の範囲が限定的である。
- 6) プロジェクトの準備として不法占拠者が排除された場合、それを影響の一部に含めるべきである。
- 7) 処理水が貯水池の水と混合する場合、それが水道原水として問題がないかにつき、検討が必要である。
- 8) 物流増加による大気および騒音・振動について十分な対策をとる必要がある。
- 9) パイプライン敷設に伴う生態系等の自然環境および現地住民の社会環境に関する検討が不足している。
- 10) 風力発電に関して、低周波騒音による健康被害について留意すべき。

また、調査の不足や事業の実現に当たっての課題もみられる。

- 1) 影響項目ごとの記述が不十分な点が見られる。
- 2) 処理水の放流の際、環境悪化を伴い、難しいと考えられる案件がある。
- 3) 生態系への影響については、現時点で入手可能な情報をもとに影響評価を行うか、今

後実際にサイト選定される前に、生態系の調査が必要であることを強調することが望ましい。

4. 他の選択肢との比較検討

比較検討の手法や前提、検討手法に関して、以下の指摘があった。

- 1) 検討されている代替選択肢が限定的であり、含めるべき案が含まれていない。
- 2) 代替選択肢との比較にあたり、事業範囲の設定が不足している。
- 3) 量的な比較のみを行っているが、質的な側面への影響が過小評価されている。
- 4) 量的な比較の場合、その算定の手法や前提について記述すべき。

5. ステークホルダーからの情報収集

全般的に実施内容および記述が不十分である。事業の進展の度合いに応じて、実施機関との協議や住民の聴き取り結果などに関して、ステークホルダーからの聴き取り、協議内容や参加者に関する記述を行っていくべきである。その際に地域での利害衝突を起こさない配慮も必要である。

6. プロジェクトの実施のために当該国（実施機関その他の機関）がなすべき事項

プロジェクト実施者の EIA 実施責務、環境管理計画の実施能力向上、今後必要とされる追加調査など、実施者の責務に関して記述を行い、過度に楽観的な見通しは避ける必要がある。また、ファイナンスの検討においては、JBIC 等の融資機関に相談することが望ましい。

7. その他

調査担当者を記載することは徹底すべきである。また、根拠が不明確な情報や結論が盛り込まれている例もあるため、調査の文献やデータに関する出典等に関して記載すべきである。要約が調査を適切に反映したものとなるように監理すべきである。

上記の通り、本年度は幅広い分野で熟度も違うプロジェクトが取り上げられたが、こうしたプロジェクトに対し、適切な環境社会配慮調査が実施されるよう重要な指摘や意見が示された。

今後、事務局ではこうした事項に対し、ガイドラインの趣旨を踏まえ、契約段階・現地調査実施段階での助言や報告書の精査段階において、十分な指導と実施体制を整備することが望まれる。

以上

別添：各委員からの意見(参考資料)

本意見書を作成するにあたり、議論のベースとなった関連調査報告書の内容に基づく各委員のコメントを添付する。なお、これらのコメントは各委員の責任において記述された個人的見解であり、組織の意見を代表するものではないことを申し添える。

また、委員長は取りまとめに徹するため、個人としてのコメントは述べないこととした。